

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	薬務衛生課	検索番号	5-6
法令名	麻薬及び向精神薬取締法施行規則	根拠条項	9の2	
許認可等	麻薬小売業者間譲渡許可			
(根拠規定)				
○麻薬及び向精神薬取締法施行規則 (昭和28年4月18日厚生省令第14号)				
(麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可申請の特例)				
<p>第九条の二 二以上の麻薬小売業者は、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、前条の規定にかかわらず、次項に定める手続により共同して、法第二十四条第十二項第一号の規定による麻薬の譲渡しの許可を申請することができる。</p> <p>一 いずれの麻薬小売業者も、次に掲げる場合に限り、麻薬を譲り渡そうとする者であること</p> <p>イ 共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき</p> <p>ロ 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であつて、その譲受けの日から九十日を経過したものを保管しているとき、又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第二十四条第十一項若しくは第十二項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であつて、その譲渡の日から九十日を経過したものを保管しているとき</p> <p>二 いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にあること</p> <p>2 前項の規定により申請する場合において、麻薬小売業者は、次に掲げる事項を記載した申請書 (別記第十号の二様式) をその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地)</p> <p>二 麻薬業務所の名称及び所在地</p> <p>三 期間を限定して許可を受けようとする場合には、その期間</p> <p>四 いずれの申請者も、前項第一号イ又はロに掲げる場合に限り、麻薬 (同号ロに掲げる場合にあつては、当該麻薬に限る。) を譲り渡す旨</p> <p>五 当該申請を行う麻薬小売業者を代表する者 (第六項及び第七項において「代表者」という。) を置く場合は、その氏名 (法人にあつては、その名称)</p> <p>3 都道府県知事は、前項の申請に係る法第二十四条第十二項第一号の許可 (以下この条において「麻薬小売業者間譲渡許可」という。) をしたときは、前項各号に掲げる事項を記載した麻薬小売業者間譲渡許可書を交付する。</p> <p>4 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間は、許可の日からその日の属する年の翌々年の十二月三十一日又は第二項第三号の期間の最後の日のいずれか早い日までとする。</p> <p>5 麻薬小売業者間譲渡許可は、その有効期間が満了したときは、その効力を失う。</p>				
(許可等の基準)				
<p>「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」 (令和3.7.5 薬生発0705 第2号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)</p>				

麻薬小売業者間譲渡許可の申請について

① 2以上の麻薬小売業者は、以下に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、共同して、麻薬小売業者間譲渡許可（改正省令による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号）第9条の2第2項の申請に係る麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「法」という。）第24条第12項第1号の許可をいう。以下同じ。）を申請することができること。

- ・ いずれの麻薬小売業者も、次に掲げる場合に限り、麻薬を譲り渡そうとする者であること

- イ 共同して申請する他の麻薬小売業者が、その在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき

- ロ 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であって、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であって、その譲渡しの日から90日を経過したものを保管しているとき

- ・ いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にあること

なお、麻薬小売業者間譲渡許可後、イについて在庫量の不足以上の譲渡を行うこと、ロについて麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬以外の譲渡を行うこと、譲受けの日から90日を経過していない麻薬の譲渡を行うこと等、上記に反する譲渡を行った場合には、法第64条の2又は法第66条に該当しうることに留意すること。

② すべての麻薬小売業者の麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にある場合であっても、「1 改正の趣旨」にかんがみ、当該麻薬小売業者間における麻薬の譲渡・譲受が、患者に対する適切かつ円滑な麻薬の提供に資するものではないことが明らかな場合には、申請者となることが不適切な場合があることに留意すること。

「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」

(令和3.7.5 薬食監麻発0705 第2号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知)

麻薬小売業者間譲渡許可の申請について

局長通知「2 改正の概要」の(1)の②中「申請者となることが不適切な場合」に該当するか否かについては、麻薬小売業者の数、各麻薬小売業者の麻薬業務所間を移動する際に要する時間等を考慮して判断すること。また、都道府県は、必要に応じて、当該判断に必要な資料を提示又は提出させること。なお、不適切な場合に該当するか否かの判断に基準を設ける場合には、麻薬小売業者間における麻薬の譲渡・譲受が、患者に対する適切かつ円滑な麻薬の提供に資するものとする趣旨に鑑み、例えば、共同して申請するすべての麻薬小売業者が同一市区町村内である場合については、当該申請は原則認めることとし、それ以外の場合についても、麻薬小売業者の数、各麻薬小売業者の麻薬業務所間を移動する際に要する時間等を踏まえる等、各地域の実情に応じ、合理的と判断される場合には認めることとする。

(その他)